

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年9月8日

香川県監査委員 宮 本 欣 貞
同 都 村 尚 志
同 鍋 嶋 明 人
同 仲 山 省 三

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃農業改良普及センター	平成21年4月17日
西讃農業改良普及センター	〃
東部家畜保健衛生所	平成21年4月21日
農業試験場	〃
畜産試験場	〃
水産試験場	平成21年4月22日
赤潮研究所	〃
中讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	〃
東讃土地改良事務所	平成21年6月11日
中讃土地改良事務所	〃
西讃土地改良事務所	平成21年6月12日
農政課	平成21年6月16日
水産課	平成21年6月17日
海区漁業調整委員会	〃
農業経営課	〃
畜産課	〃
農業生産流通課	平成21年6月19日
土地改良課	〃
農村整備課	〃
西部家畜保健衛生所	平成21年8月25日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

- (1) 指摘事項
該当事項なし
- (2) 指導注意事項

ア 収入事務について

- (ア) 行政財産使用許可に係る使用料について、徴収した金額に誤りがあるので、不足分を徴収する必要がある。(農業試験場)
- (イ) 行政財産使用許可に係る管理諸経費について、徴収した金額に誤りがあったので、正当額との差額を返還する必要がある。(東讃農業改良普及センター)
- (ウ) 行政財産使用許可に係る使用料について、長期間にわたる調定の遅延により、平成19年度の監査において指導注意事項となっていたにもかかわらず、平成20年度においても長期間にわたり遅延していた。(農業大学校)
- (エ) 生產品収入の調定について、遅延したうえ起案年月日を生產品の売却日にしているものがあつた。(水産試験場)

イ 支出事務について

- (ア) 需用費の執行について、発注を分割することなく執行する必要があるものがあつた。(農業大学校)
- (イ) 平成19年度における物品の購入等について、翌年度に納品されていたが、現年度に納品されたこととして支出されていたものがあつた。(東讃土地改良事務所・中讃土地改良事務所・西讃土地改良事務所)

ウ 旅費の支給について

- (ア) 県内旅費について、旅費システムに公用車利用の同乗者を誤って同行者と入力したため、同乗者にも有料道路通行料が支給されているものがあつたので、返納させる必要がある。(農業生産流通課)
- (イ) 県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあつたので、追給する必要がある。(東讃土地改良事務所)

エ 超過勤務手当等の支給について

- (ア) 超過勤務手当について、勤務時間が確認されているにもかかわらず、支給されていないものがあつたので、追給する必要がある。(水産課・農業試験場)
- (イ) 通勤手当について、病気休暇から引き続き休職しているにもかかわらず、休職期間について誤って支給されているものがあつたため、返納させる必要がある。(土地改良課)
- (ウ) 用地交渉等業務手当について、申請漏れがあり支給されていないものがあつたので、追給する必要がある。(西讃土地改良事務所)

オ 補助事業について

漁業協同組合に対する補助金について、交付要綱に定める日までに事業実績報告書が提出されておらず、完了検査も遅延していた。(水産課)

カ 契約について

- (ア) 清掃委託業務について、床及びガラス清掃の履行確認ができていなかった。(農業試験場)
- (イ) 消防用設備保守点検業務について、履行確認が不十分であつた。(農業試験場)
- (ウ) 乗用型運搬車の購入について、予定価格調書を作成せずに見積合わせによる随意契約を行っているものがあつた。(農業試験場)
- (エ) 清掃業務委託について、指名競争入札による落札金額の内容内訳を記載した書類がなく、仕様書の記載内容にも不備があつた。(東讃農業改良普及センター)

(オ) 教育用パソコンの再リースについて、契約方法・契約期間が誤っていた。(農業大学校)

キ 物品について

(ア) 香川用水記念公園に係る貸付物品について、物品貸付契約に基づく貸付物品管理状況報告が提出されていなかった。(土地改良課)

(イ) 備品について、備品一覧表に登録されていないものがあった。(西讃土地改良事務所)

(ウ) 重要物品の不用品決定について、総務事務集中課長への合議が行われていないものがあった。(水産課)

ク 自主検査について

(ア) 会計自主検査結果の報告情報について、不適切な取扱いがあった。(農政課)

(イ) 所の長による自主検査について、分場については年1回しか行われていないが、年2回以上行う必要がある。(農業試験場)

ケ 外郭団体に対する検査について

外郭団体に対する所管課による検査について、県の出資に基づく調査を行い、所管課としての指導監督状況を明確にしておく必要がある。(水産課)

(3) 検討指示事項

香川県オリーブ公園の管理について

香川県オリーブ公園の土地等公有財産について、財産の所管課と実際に管理をしている課が異なっているので、適切な対応を検討する必要がある。(農業経営課・農業生産流通課)